

令和4年(ワ)第30955号 国家賠償請求事件

原告 相嶋 [REDACTED] 外2名

被告 国

文書送付嘱託申立書

令和4年12月28日

東京地方裁判所民事第30部合議2A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 高田



弁護士 鄭

一志



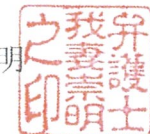
弁護士 河村

尚



弁護士 我妻 崇

明



弁護士 山城 在

生



弁護士 三木 隼

輝



頭書事件につき、以下の通り、文書送付嘱託の申立てを行う。

1 文書の表示

患者相嶋^静夫(アイシマシズオ、[REDACTED] 生れ、住所:[REDACTED]
[REDACTED]。なお、漢字表記が「相嶋静夫」または「相嶋静夫」、読みが「アイジマシズオ」であるものも含む。)の下記診療機関における診

断書、カルテ、手術及び検査その他の処置に関する記録、看護記録、並びにレントゲン写真等の画像資料（CTおよびMRI結果を含む）等の同人の診療に関し作成された一切の診療記録（入院・外来診療を含む）。

2 文書の所持者（診療機関の表示）

東京拘置所医務部病院

〒124-8565 東京都葛飾区小菅1-35-1

電話 03-3690-6681

（期間 令和2年7月7日以降）

3 証すべき事実

上記患者の、傷病内容及び程度、治療経過等。

以上